

八幡浜市新型コロナウイルス感染症対策緊急地域雇用維持助成金交付要綱

〔令和 2 年 6 月 2 6 日〕
要 綱 第 6 1 号

改正 令和 3 年 2 月 8 日要綱第 3 号 令和 3 年 3 月 1 9 日要綱第 1 4 号
令和 3 年 3 月 3 1 日要綱第 3 0 号 令和 3 年 6 月 2 1 日要綱第 5 2 号
令和 4 年 3 月 2 4 日要綱第 3 3 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、雇用の安定及び事業活動の継続を図るため、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）の感染拡大に起因して一時的に休業する場合であっても労働者の雇用の維持を図ろうとする市内の中小企業者等に対し、予算の範囲内において、八幡浜市新型コロナウイルス感染症対策緊急地域雇用維持助成金（以下「助成金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第 2 条 助成金の交付の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、市税の滞納者（市税を完納し、又は徴収の猶予若しくは期限の延長がなされた者を除く。）を除く。

- (1) 中小企業基本法（昭和 3 8 年法律第 1 5 4 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者及び同条第 5 項に規定する小規模企業者であって、市内に事務所又は住所を有するもの
- (2) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に起因する休業により、雇用保険法施行規則（昭和 5 0 年労働省令第 3 号）第 1 0 2 条の 2 の規定による雇用調整助成金（「雇用安定事業の実施等について（雇用調整助成金特例）（令和 2 年 3 月 1 0 日付け職発 0 3 1 0 第 2 号）」に基づく緊急特定地域特別雇用安定助成金を含む。以下「雇用調整助成金等」という。）の支給決定を受けている者であって、当該雇用調整助成金等の助成率（以下「助成率」という。）が 5 分の 4 又は 1 0 分の 9 であるもの
- (3) 愛媛県新型コロナウイルス感染症対策緊急地域雇用維持助成金支給要綱（令和 2 年愛媛県制定）に基づく愛媛県新型コロナウイルス感染症対策緊急地域雇用維持助成金（以下「県助成金」という。）の支給決定を受けている

者

(助成金の額等)

第3条 助成金の額は、雇用調整助成金等の支給決定額に、次の各号に掲げる助成率の区分に応じ当該各号に定める率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。

- (1) 助成率が5分の4である場合 8分の1
- (2) 助成率が10分の9である場合 18分の1

2 ひとつの助成対象者に対する助成金の支給総額の上限は、100万円とする。

(助成金の交付申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、八幡浜市新型コロナウイルス感染症対策緊急地域雇用維持助成金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 雇用調整助成金等の支給決定通知書の写し
- (2) 雇用調整助成金等を申請した際に提出した書類の写し
- (3) 市税の納税証明書（法人の場合は、代表者の納税証明書及び法人市民税納税証明書）
- (4) 県助成金の支給決定通知書の写し
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項各号に規定する添付書類が、既に助成金の交付を申請した際に提出した添付書類の内容と変更がない場合は、その旨を申し出ることにより、同項各号に規定する当該添付書類の提出を省略することができる。ただし、市長がその提出を求めた場合は、この限りでない。

(助成金の交付決定)

第5条 市長は、前条に規定する交付申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、助成金の交付を決定し、八幡浜市新型コロナウイルス感染症対策緊急地域雇用維持助成金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知する。

(助成金の交付請求)

第6条 前条の規定により助成金の交付決定通知を受けた者（以下「助成決定者」という。）は、八幡浜市新型コロナウイルス感染症対策緊急地域雇用維持助成金交付請求書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(助成金の交付)

第7条 市長は、前条に規定する請求書を受理したときは、速やかに助成金を交

付する。

(交付決定の取消し等)

第8条 市長は、助成決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) この要綱に基づき市長に提出した書類に虚偽の記載があったとき。
- (3) その他不正な行為があったとき。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について、既に助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じることができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前に交付決定された助成金に係る処分、手続その他必要な行為については、同日後においてもなおその効力を有する。

(失効に伴う経過措置)

3 前項に規定する日以前に第4条の規定により補助金の交付申請を行っている者に係る手続、処分その他の行為については、この要綱の失効後も、なお従前の例による。

附 則 (令和3年2月8日要綱第3号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (令和3年3月19日要綱第14号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (令和3年3月31日要綱第30号) (抄)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。ただし、次に掲げる規定の改正規定(第3号、第14号及び第31号にあっては、次に掲げる規定)は、八幡浜市会計規則の一部を改正する規則(令和3年規則第15号)の施行の日から施行する。

[八幡浜市会計規則の一部を改正する規則(令和3年規則第15号)の施行の日=令和3年6月1日]

(1)～(40) (略)

(41) 第37条第7号中八幡浜市新型コロナウイルス感染症対策緊急地域雇用維持助成金交付要綱様式第3号

(42)・(43) (略)

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前のそれぞれの要綱の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則 (令和3年6月21日要綱第52号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (令和4年3月24日要綱第33号)

この要綱は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

八幡浜市新型コロナウイルス感染症対策緊急地域雇用維持助成金
交付申請書

年 月 日

八幡浜市長 様

申請者 所在地
商号又は名称
代表者名

八幡浜市新型コロナウイルス感染症対策緊急地域雇用維持助成金交付要綱第4条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 交付申請額 円

2 申請者の概要

業種（該当の番号に○）	1 小売業	2 サービス業	3 卸売業	4 その他業種
上記業種の具体的な内容				
資本金の額又は出資の総額				円
常時使用する従業員数				人

添付書類

- (1) 雇用調整助成金等の支給決定通知書の写し
- (2) 雇用調整助成金を申請した際に提出した書類の写し
- (3) 市税の納税証明書（法人の場合は、代表者の納税証明書及び法人市民税納税証明書）
- (4) 県助成金の支給決定通知書の写し
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

※ 以前に「八幡浜市新型コロナウイルス感染症対策緊急地域雇用維持助成金」の交付申請をされた方であって、その際に提出した添付書類の内容に変更がない場合は、その旨を申し出たうえで、提出を省略することができます。ただし、市長がその提出を求めた場合は、その指示に従ってください。

様式第2号（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

八幡浜市長 印

八幡浜市新型コロナウイルス感染症対策緊急地域雇用維持助成金
交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった八幡浜市新型コロナウイルス感染症対策
緊急地域雇用維持助成金については、八幡浜市新型コロナウイルス感染症対策緊急
地域雇用維持助成金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり通知します。

記

交付決定額 円

様式第3号（第6条関係）

八幡浜市新型コロナウイルス感染症対策緊急地域雇用維持助成金
交付請求書

年 月 日

八幡浜市長 様

申請者 所在地
商号又は名称
代表者名

年 月 日付け 第 号で交付決定通知があった八幡浜市
新型コロナウイルス感染症対策緊急地域雇用維持助成金について、八幡浜市新型
コロナウイルス感染症対策緊急地域雇用維持助成金交付要綱第6条の規定により、
下記のとおり請求します。

記

1 請求額 金 円

2 振込先

金融機関名	
本・支店名	
口座名義人名	フリガナ
口座種別	普通・当座
口座番号	